

第1回野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場 議事録

1. 日時：平成30年7月19日（木） 13:30～14:45
2. 場所：大洲市立肱川風の博物館
3. 出席者：委員 鈴木幸一委員、森脇亮委員
事務局 国土交通省（四国地方整備局、大洲河川国道事務所、野村ダム管理所、山鳥坂ダム工事事務所）

4. 配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 配席図
- ・ 設立趣旨
- ・ 説明資料

5. 議事

1) 設立趣旨

設立趣旨について、事務局より説明。

2) 平成30年7月豪雨における降雨状況等

平成30年7月豪雨における降雨状況等について、事務局より説明。

3) 今後の検証等の場の開催について

今後の予定について、事務局より説明。

6. 各委員からの主な意見

(鈴木委員) 現在は、ダムの操作が非常に問題になっているが、操作規則どおりにやっても、到底防げるような洪水ではないような雨であることが非常によく分かった。野村ダムでは、本来確保すべき水位よりも、安全側に水位を下げていたが、それは今後雨が降るだろうという危機感があったため実施したと思うが、それが現場でどこも協議をしながら決めたのか、どの程度操作の自由度があったのか教えて欲しい。

(事務局) 利水容量であるため、一般的に勝手に水位を下げることはできない。そのため、非常に大きな洪水が予測された場合には、利水者に事前に協議を行って同意をいただくという手続きを取っている。さらに、水位を下げる場合には、放流の際に下流が安全であることが非常に重要になってくるため、下流の安全を確保し、なおかつ、貯水池も過去の降下速度の経験があるため、その辺を加味しながら慎重な対応をしたのが実態である。

(鈴木委員) 今回の洪水は、小田川であまり雨が降っていないが、同時に流域全体に雨が降っていたらもっと大変なことになっていた。小田川の方で雨が少なかったのは、平成7

年の洪水と違う雨の降り方であるが、それでも今回は異常な豪雨である。この異常な豪雨に対し、ダム操作についてまだ工夫ができたのかどうかについては、今後ともこの委員会で検討していく必要があるのではないかと考えている。

(森脇委員) 今回の豪雨災害では、計画を超える雨が降ってしまい、ダムの異常洪水時防災操作をせざるを得ない状況であったと思う。今回そのような状況になったということは、放流警報の放送や周知文が、下流のお住まいの方々や下流の行政等の関係機関に通知がされていることだと思うが、今回はその情報の伝達が課題になると思う。情報の伝えたことと、伝わったことは違うことがあるので、この委員会でも、今後その情報がどのように受け手側がそれを捉えたかということをし、しっかりと検証する必要がある。

放流警報周知文は、行政機関や関係機関、NHKなどの放送局に通知するものだと思うが、そこには定量的な放流量の情報が載せられていると思う。その放流量の定量的な量が、どの程度被害につながり得るか、というイメージの共有ができていたのかどうか重要であり、今後しっかりと検証していく課題だと思う。

今後は、行政機関や関係者の方々に、この委員にメンバーとして加わっていただいて、その検証をしっかりしていく必要がある。その際に、実際に下流に住んでいる住民の方々に、避難をして助かった方も、残念ながら命を失われた方もおられるが、たとえ命が助かって逃げられない方も多数いる。そういった方々に何ができるのかをイメージする、その準備として日頃からイメージできるトレーニングをすることが大事になっていく。その日頃の備えと、災害が起きる際の情報とはどのようなものがあるのか、あるいは、どのような情報であれば、今後住民の方々がより理解しやすいものなのかについて、しっかりと考えていくべきだと思う。それは、このダムに関わらず、他のダムでも参考となるような検証等の場にしていくべきではないかと考えている。

(鈴木委員) 今回の肱川流域の浸水状況は、大洲市、菅田地区と野村地区となっているが、鹿野川ダム下流の河辺川流域も浸水していることが気になった。洪水警報とか避難指示は、通常の河川だと河川の水位によって避難指示がでていていると思うが、今回はそれ以前にダムの放流量を聞いた市長が避難指示を出している。ダム直下のようなところでは、河川の水位で警報を出すのではなく、ダムの放流量で避難せよといった形で、システムを変えていく必要がある。

(森脇委員) ダム操作規則が、実際には下流の関係機関の方とも相談しながら決まってきたと聞いているが、どの程度その操作規則が、その地域のお住まいの方々に理解されていたのかということもしっかりと検証して、もし理解が十分でないのであれば、それをしっかり理解するためのシステム構築が重要な点になると思う。どの程度下流の住民や、関係機関とそのダム操作に関する相談等がされていたのか教えて欲しい。

(事務局) 平成 7 年 7 月の大出水があり、それを契機にダム の 操作規則の見直しを行っている。従来は大規模洪水に対して耐え得る操作規則であったところを、中小洪水に効く操作規則にして欲しいという住民の声があり、その中小洪水に効く操作規則は、逆に大きい雨が来てしまったら従来の操作よりも大きく放流する危険性があることを認識していただいた上で、今の操作規則になった経緯がある。現在は、関係機関が集まるダムの放流警報周知会等において、操作規則の説明や、異常洪水時防災操作を実施することやその際の情報について説明している。今後は、いろんな機会を捉まえて、一般住民の方にも、さらに認識していただけるような取り組みが必要であると思っている。

(森協委員) 今回のような洪水が大洲、肱川流域、さらには愛媛全体で発生したのは、昭和 18 年以來と聞いている。今後 50 年後、70 年後、100 年後に同じような規模の洪水が来たときにすぐに振り返られるようにしておくことが大事である。今回の洪水で得られた教訓をしっかりと残しておくことも、国土交通省だけでなく、行政機関も含めて一緒に考えていくことがとても重要である。

(鈴木委員) 気候変動の関係から全国の災害が激甚化しているが、それは降雨も同様で、今回の洪水が、確率計算をしたら 100 年に 1 度程度であったものが、今後はそれが 10 年に 1 度程度になる可能性もある。今回のような洪水であればソフト対策が重点的となってくるが、今後頻繁に発生するとなると、ハード対策の見直しについても、そのうち検討していく必要がある。

(事務局) 気候変動に関しては、本省でも強い危機意識をもっており、今までの計画では気候変動に耐えられないではないかということで、それに対応していけるような計画に変えていく必要があるということを議論しているところである。肱川においてもそれを踏まえて、計画を見直す必要がある段階に来ているのではないかと感じている。